

議案第26号

みやき町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2年 5月14日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金の支給に伴う佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、みやき町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

みやき町後期高齢者医療に関する条例（平成20年みやき町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(町において行う事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p>	<p>(町において行う事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>